

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年
4月1日

政府「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

○新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」の決定

・まん延防止等重点措置を実施すべき期間と区域

令和3年4月5日から5月5日 宮城県、大阪府、兵庫県

○基本的対処方針の改正

4月7日

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第44回)

○「とくしまアラート」を含む感染防止対策について

・「とくしまアラート・感染観察『注意』」の発動について

4月9日

政府「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

○新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」の決定

・まん延防止等重点措置を実施すべき期間と区域

令和3年4月12日から5月5日 京都府、沖縄県

令和3年4月12日から5月11日 東京都

○基本的対処方針の改正

4月12日

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第45回)

○「とくしまアラート」を含む感染防止対策について

・「とくしまアラート・感染拡大注意『漸増』」の発動について

・「飲食店に対する営業時間短縮要請」の決定について

発動日時 令和3年4月12日正午

とくしま
アラート

感染拡大注意 漸増

！県内で感染者が増加中です！

- ✓ 変異株による感染スピードの加速に注意してください
- ✓ 10代・20代の感染者の割合が増加しています
- ✓ 都道府県境をまたぐ移動による感染拡大を起こさないようにしましょう
- ✓ 医療機関、飲食店、カラオケ店等で高齢者のクラスターが複数発生しています
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう

！飲食店における営業時間短縮のお願い！

期間 4月16日(金)から
5月5日(水)まで

内容 飲食店では以下の営業時間短縮をお願いします
午前5時から午後9時まで

※酒類提供は午後8時まで
※特別措置法第24条第9項に基づき協力要請

県民の皆様へのお願い

1 まん延防止等重点措置区域への不要不急の往来を自粛してください

5月5日まで

宮城県 仙台市 京都府 京都市 大阪府 大阪市
兵庫県 神戸市 西宮市 沖縄県 那覇市 浦添市 宜野湾市 沖縄市
尼崎市 芦屋市 うるま市 名護市 糸満市 南城市 豊見城市

5月11日まで

東京都 23区 武蔵野市 立川市
八王子市 町田市 調布市 府中市

2 緊急事態宣言が解除された区域へ訪問する際は、ホームページ等で情報を確認し、当該都府県の要請に沿った行動を！

対象区域

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
※東京都、京都府、大阪府及び兵庫県は「まん延防止等重点措置」区域以外の区域

3 気を引き締めて感染防止対策の徹底をお願いします

- 3密の回避 ● マスク着用 ● 咳エチケット
- 手洗い手指消毒 ● うがい ● 大声を出さない
- 店舗を利用の際は、「ガイドライン実践状況」を確認！
「ガイドライン実践店ステッカー」の掲示を確認



ステッカーを確認！

4 発熱などの症状がある場合には、すぐに「かかりつけ医」に相談を！

- 相談できる医療機関がない場合には、「受診・相談センター」へお問い合わせください
▶ 受診・相談センター(24時間) TEL:0570-200-218
- 感染予防などに関するお問い合わせ
▶ 一般電話相談窓口(24時間) TEL:0120-109-410

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議